

議案第5号

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成26年2月14日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 栗山 正隆

提案理由

平成26年度、平成27年度に係る保険料率を改定するとともに、賦課限度額の引き上げ及び保険料軽減の拡充を行うため、提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第8条中「平成24年度及び平成25年度」を「平成26年度及び平成27年度」に、「9.12」を「9.17」に改める。

第9条中「平成24年度及び平成25年度」を「平成26年度及び平成27年度」に、「46,390円」を「47,480円」に改める。

第10条中「550,000円」を「570,000円」に改める。

第14条第1項第2号中「(当該世帯主を除く。)」を削り、同項第3号中「350,000円」を「450,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第8条から第10条及び第14条の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。